

社会福祉法人千葉市社会福祉協議会広報紙広告取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、本会が発行する広報紙（「ちばし社協だより」をいう。以下同じ。）への広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、社会福祉法人千葉市社会福祉協議会広告掲載要綱第4条及び社会福祉法人千葉市社会福祉協議会広告掲載基準の規定に準ずるものとする。

(広告の大きさ)

第3条 広告の大きさは、原則として次の各号のとおりとする。

- (1) 縦220mm 横180mm
- (2) 縦110mm 横180mm
- (3) 縦55mm 横180mm
- (4) 縦110mm 横90mm

2 前項に定める規格と異なる規格については、別に定める。

(広告の掲載ページ、位置及び枠数)

第4条 広告を掲載するページ、広告の位置及び枠数は、事務局長がこれを指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 広告掲載希望者の募集は、公募により行うものとする。

2 前項の公募は、原則として本会ホームページにより行うものとする。

3 事務局長は、公募を行うに当たって、広告主となり得る者及び広告会社に対し、広告掲載の案内をすることができるものとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、事務局長が決定する。

2 事務局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合せにより決定することができる。見積合せの方法等は、別に定める。

3 広告主は、広告掲載料を事務局長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、事務局長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第7条 広報紙への広告掲載希望者は、千葉市社会福祉協議会広報紙広告掲載申込書（様式第1号）により、郵送、ファクシミリ又は電子メールで、事務局長が指定する期間内に会長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第8条 会長は、第4条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について千葉市社会福祉協議会広報紙広告掲載決定通知書（様式第2号）又は千葉市社会福祉協議会広報紙広告非掲載決定通知書（様式第3号）により広告掲載希望者に通知する。

3 会長は、広告掲載希望者が、第6条に規定する枠数を超えたときは、次の順位により決定する。

(1) 国、地方公共団体、独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業で、千葉市内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業等で千葉市内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第6条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。

5 見積合せによる広告募集を行った場合は、見積金額が、第3項の規定に優先するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第9条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件等を記載した千葉市社会福祉協議会広報紙広告掲載承諾書(様式第4号)を会長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告原稿（画像データ）を会長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿（画像データ）は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザイン等については、本会の信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と本会が必ず協議することとする。

2 デザイン等広告表現に関する基準は、第2条に規定するもののほか、事務局長が別に定める。

(広告内容等の変更要求)

第12条 事務局長は、広告の内容及びデザインの内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第13条 会長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主又は広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領等に抵触するものであるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他、広報紙への広告掲載が適切でないと会長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により会長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、会長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第17条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、本会の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。